

水戸市バレーボールスポーツ少年団

「ジュニアバレーボールクラブ水戸」 規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本団は、ジュニアバレーボールクラブ水戸と称す。（以下団という）

第2条（事務所）

本団の事務所は代表宅に置く。

第3条（目的）

本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、バレーボール競技を主とするスポーツその他行事を通じ、青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第4条（活動）

本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- ①バレーボールを主とする各種スポーツ活動
- ②体力テスト
- ③レクリエーション活動
- ④文化学習活動
- ⑤他団体との交歓交流活動
- ⑥奉仕活動
- ⑦その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員・指導者

第5条（構成）

本団は団員、育成母集団（育成会員）及び指導者をもって構成する。

第6条（団への加入登録）

本団への加入登録は、所定用紙にてこれを行う。又、加入登録に当っては、別に定める費用を同時に納入するものとする。

第7条（有効期間）

加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第8条（団の登録）

本団は、第6条に定めるところにより加入登録を行った団員・指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により団として水戸市スポーツ少年団に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。又、団登録に明記された団員・指導者は、全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第3章 役員

第9条（役員）

本団には、次の役員を置く。

- ①代表 1名
- ②副代表 若干名
- ③指導者 若干名
- ④会計 1名
- ⑤会計監査 1名

第10条（互選）

- (1)前条の役員は、育成母集団の互選により選出する。
- (2)代表は、本団を代表し、団務を統轄する。
- (3)副代表は、団長を補佐し団長の事故ある時は、その職務を代行する。
- (4)指導者は、本団の活動を指導する。
- (5)会計は、本団の会計を担当する。
- (6)会計監査は、会計を監査する。

第11条（任期）

- (1)本団の役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2)本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 総会

第12条（総会）

- (1)総会は、代表が招集し、役員及び育成会員（法定代理人等）をもって構成員とする。
- (2)定期総会は、毎年1回4月に開催し、以下の事項について審議決定を行う。
 - ①活動報告及び会計報告の承認。
 - ②役員承認。
 - ③活動計画及び予算の審議。
 - ④その他重要事項。
- (3)臨時総会は、必要と認めるとき代表が招集し、開催する。
- (4)総会は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の半数の同意があれば決定、承認出来る。総会に出席出来ない構成員は、委任状を提出することとする。

第5章 役員会

第13条（役員会）

- (1)役員会は、第9条の役員で構成し、随時開催することができる。

(2)役員会は、次の事項を審議する。

- ①活動計画の実施。
- ②総会に付議すべき事項。
- ③役員を選出。
- ④その他重要事項の審議。

第6章 育成母集団

第14条

本団に育成母集団（以下育成会という）を置く。育成会規約については別に定める。

第7章 会 計

第15条（会計）

本団の会計は、団員の納める会費、育成会費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。会費については、別に定める。

第16条

会費は、水戸市スポーツ少年団本部の定める額とする。

第17条

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第8章 そ の 他

第18条（規約の改正及び解散）

本規約の改正及び、本団の解散は、役員及び育成会員の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附則

本規約は、平成11年5月1日より施行する。

平成21年4月19日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正